

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月1日（平成30年（行情）諮問第336号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行情）答申第323号）

事件名：特定個人が目撃した特定の事件・事故の最終判断等を記録した文書の  
不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月14日付け三労開第30-4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

今回の情報開示請求 三労個開第29-70（原文ママ）は、就職支援企画である「再就職のための職業訓練コース」において、修了生であり、目撃者・通報者・情報開示請求者である特定個人が、以前情報開示請求（三労個開個24-30号など）を求めた事件・事故に相当する報告を受理した三重労働局及び企画に関係する組織間からの情報の共有を含め、最終判断・結論・処理などを記録した文書の情報開示請求を求めたものである。

しかし、三重労働局は、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原文ママ）について（通知）の開示しないこととした理由の説明は、「上記文書については、開示した時点で作成・取得していないものであり、実際に存在しないため」と、主張するが、一方、以前の情報開示請求の結果から、特定個人の問い合わせに対する当時の求職者支援室長作成の文書も何枚か開示されている。この文書の保有期限は不明であるが、効果は別として、再発防止策の取り組みの一つと、考えられる。厚生労働省及び三重労働局は、事件・事故は未処理・未解決だけではなく、特定個

人の報告を隠ぺいし、若しくは何もしなかった形とも判断出来る。これは厚生労働省及び三重労働局に対する信用の失墜であり、これを自ら示したことになる。文書保有の期限の観点差し引いても、安易に廃棄対象となる文書とは考えにくい。

そもそも事件・事故の処理の仕方は世間一般では知られており、主催者側である三重労働局は、関係組織の情報共有を伴いながら当然行うべきものであると考える。実は、経過・結果報告などは目撃者である特定個人には、今日に至るまで三重労働局からの説明・通知は無い。

最終判断・結論・処理などの中で、特に再発防止策・教訓などは、最重要視されるものであり、可能な限り世間に知らしめ、記録は、今日及び将来まで継続しなければならない、国民の財産であると考えます。

添付した厚生労働省の資料から、全体として高齢者に対する虐待は増加傾向にあり、介護現場は相当深刻であることがわかる。情報を集めているのならば、傘下の組織も含めて、何らかの処理を行っているのは当然と世間は考える。これは、恥ずかしい事・隠ぺいすべきではない。企画を実施・継続する組織側としては、何を優先させるべきか、現状を把握しているはずである。三重労働局及び関係組織が、何もしなかった・再発防止策・教訓などを残さなかったと判断するのは、事件・事故処理の世間一般の常識として考えられず、保有期限の観点から、全部は困難であっても、核心となる該当文書は該当し、存在すると考える。

(資料は省略)

## (2) 意見書

特定個人は、平成30年4月26日三重労働局に対し、平成24年に情報開示請求を行い、開示決定が出た事例『平成26年度(行個)答申第101号・平成27年3月6日付け、府情報個第717号(内閣府・当時)・平成27年4月3日付け、厚生労働省発職0403第7号・保有個人情報にて開示請求』の結果を受け、今回行政文書にて開示請求を行った者です。開示請求の内容は、以前の開示決定の結果から、続報として三重労働局に対し、再就職支援の企画「再就職のための職業訓練コース」の共催者の立場であり、改善などの意見を言える立場から、関連する組織間も含め、この事件・事故の最終判断・結論・処理などを記録した文書の情報開示請求を行いました。結果は、不開示決定(三労開第30-4号平成30年5月14日)となり、「開示時点で作成・取得していないものであり、実際に存在しないため」との回答から特定個人は、不服申立ての手続きを行いました。そして今回、情個審第2541号及び諮問番号平成30年(行情)諮問第336号「意見書又は資料の提出」をこの文書にて行います。諮問庁側は、今回法9条2項から、原処分は妥当としています。

同一内容で、保有個人情報の開示請求『情個審第1966号及び諮問番号平成30年（行個）諮問第101号』も行っています。虐待という事件・事故に該当する情報は、入手した若しくは別組織などに対し提供した場合、処理手続きなどの作業は、文書等に記録されるのが普通です。そもそも、特定個人から虐待という事件・事故の報告を三重労働局は受理した訳ですから、特定学校に報告した記録以外も存在し、記録されていて当然と考えます。（以下省略）（資料は省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月26日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙に掲げる文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年5月15日付け（同月16日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、処分庁において、本件対象行政文書を探索したところ、本件対象行政文書は作成・取得しておらず、存在していないことを確認した。

さらに、諮問庁の職員が本件対象行政文書を作成していないことに関して処分庁に確認したところ、最終判断・結論・処理などを記録した文書については法的に規定されているものではなく、また作成義務も課されていないため作成していないとのことであり、処分庁の対応及び説明は諮問庁として是認できる。したがって、本件対象行政文書を保有していないことから法9条2項の規定に照らして不開示としたことについて違法性はなく、原処分は妥当と考えられる。

##### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「三重労働局及び関係組織が、何もしなかった・再発防止策・教訓などを残さなかったと判断するのは、事件・事故処理の世間一般の常識として考えられず、保有期限の観点から、全部は困難であっても、核心となる文書は該当し、存在すると考える。」旨主張する。

しかしながら、処分庁においては上記(1)で述べたとおり、本件対象行政文書は存在していないため、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月18日 審議
- ⑤ 同年11月1日 審議
- ⑥ 同月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

##### 2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、特定個人の氏名を明らかにした上で、本件対象文書の開示を求めるものである。また、本件対象文書は、当該特定個人が、特定学校が介護福祉士養成施設に委託して実施した公共職業訓練を受講した際に、訓練カリキュラムの一環として実施された介護施設での実習において目撃した事件・事故（以下「特定個人が目撃した事件・事故」という。）について、当審査会の答申「平成26年度（行個）答申第101号」（以下「前回答申」という。）、前回答申を受けた厚生労働大臣の裁決（平成27年4月3日付け厚生労働省発職0403第7号）等の文書の結果から、続報として、特定個人が目撃した事件・事故の最終判断・結論・処理などを記録した文書であると解される。
- (2) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が公共職業訓練を受講した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。
- (3) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報と規定している。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、ま

た、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(5) 処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

平成25年1月25日付け，三労開第24-30号，  
平成26年度（行個）諮問第56号（内閣府・当時），  
平成26年度（行個）答申第101号（内閣府・当時），  
平成27年3月6日付け，府情個第717号（内閣府・当時），  
平成27年4月3日付け，厚生労働省発職0403第7号

上記文書の結果から，特定個人が危険と判断し，目撃した事件・事故の報告・受理などの記録は，厚生労働省及び三重労働局側に事実であり，存在を認められたのだから，続報として，三重労働局は，再就職支援の企画に共催であり，改善など意見を言える立場から，関連する組織間も含め，この事件・事故の最終判断・結論・処理などを記録した文書。

期間は，平成23年12月14日から，本日この別紙提出日まで。